

# 栗原市中小企業等事業継続応援支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した店舗等を経営する事業者に対して、経営を継続するための応援支援金を支給します。

支給額 : 1事業者 10万円

受付期間 : 令和3年4月5日から令和3年5月31日まで

## 1. 対象となる事業者

- ・市内に事業所を有する事業者（大企業は除く）。
- ・令和2年度10月以降の連続する3カ月間の平均売上額が、前年同時期比で10%以上減収し、かつ、平均売上額が10万円を超えていること。
- ・飲食店、結婚式場業、運転代行業の方は、減収率、平均売上額の区分に応じ、加算額が交付されます。（裏面をご覧ください。）

## 2. 対象となる業種と主な店舗等

①建設業 ②製造業 ③電気、ガス、熱供給、水道業 ④情報通信業  
⑤運輸業 ⑥卸売業、小売業 ⑦保険業 ⑧不動産業 ⑨学術研究、専門、技術サービス ⑩宿泊業 ⑪生活関連サービス業、娯楽業 ⑫教育、学習支援業 ⑬サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業など）

※風俗営業、社会福祉法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人等は対象外となります。

※詳しくは、栗原市Webサイトより対象施設をご確認ください。

## 3. 申請の際に必要な書類

- ◎申請書兼請求書（様式第1号）
- ◎振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- ◎売上が減少したことがわかる書類  
※前年の確定申告書等と収支内訳書、帳簿等
- ◎営業実態が確認できる書類の写し
- ◎本人確認書類
- ◎提出書類チェックリスト

## 4. 申請方法

原則「郵送申請」

宛先

〒987-2293

栗原市築館薬師一丁目7番1号

栗原市 商工観光部 産業戦略課

協力金支給担当

電話番号 0228-22-1220

# 加算額（対象業種 飲食店、結婚式場業、運転代行業）

申請書兼請求書（様式第1号）に記載した減収率が20%を超え、かつ前年同月の売上額の平均額が20万円を超える場合、下記の区分に応じ加算額が交付されます。

## ◎飲食店、結婚式場業

前年及び本年の同時期を比較した減収率	令和元年10月から令和2年4月までの連続する3箇月の平均売上額	加算額
20%以上30%未満	20万円以上	10万円
30%以上40%未満	20万円以上30万円未満	10万円
	30万円以上	20万円
40%以上50%未満	20万円以上30万円未満	10万円
	30万円以上40万円未満	20万円
	40万円以上	30万円
50%以上	20万円以上30万円未満	10万円
	30万円以上40万円未満	20万円
	40万円以上50万円未満	30万円
	50万円以上	40万円

## ◎運転代行業

前年及び本年の同時期を比較した減収率	令和元年10月から令和2年4月までの連続する3箇月の平均売上額	加算額
20%以上	20万円以上	10万円

### お問い合わせ先

栗原市 商工観光部 産業戦略課

電話番号：0228-22-1220